

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 3 日

上越市長      中   川   幹   太

記

1   委託事務の内容

直江津屋台会館使用料徴収事務

2   委   託   先

名                                      称：公益社団法人   上越観光コンベンション協会

住所又は事務所の所在地：上越市西本町 4 丁目 18-12

3   法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4   委   託   期   間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで